

「おきなわ技能五輪・アビリンピック2018」参加記念品等の製作・提案及び調達業務 企画提案応募要領

1 目的

平成30年11月に本県で開催する第56回技能五輪全国大会及び第38回全国障害者技能競技大会（「おきなわ技能五輪・アビリンピック2018」）の参加選手への参加記念品等の製作・提案及び調達に関する業務について、業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「おきなわ技能五輪・アビリンピック2018」参加記念品等の製作・提案及び調達業務（以下「委託業務」という。）

(2) 委託業務の内容

「おきなわ技能五輪・アビリンピック2018」参加記念品等の製作・提案及び調達業務を行う。（詳細は、別添の「「おきなわ技能五輪・アビリンピック2018」参加記念品等の製作・提案及び調達業務企画提案仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり）。

(3) 委託契約期間

契約締結日から平成30年11月30日（金）まで。

(4) 委託料上限額

2,160,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※当該金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

3 応募資格

次に掲げる(1)～(5)の要件を全て満たす者とする。

- (1) 沖縄県内に本店、支店又は営業所等を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

○地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (3) 沖縄県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

- (5)本業務に関する知識、経験等を有する過去5年間（平成25年度から平成29年度まで）の納入実績がある者。

4 応募手続

(1)日程（予定含む）

- ア 公募開始(沖縄県ホームページ掲載)
平成30年7月13日(金)
- イ 質問書の受付
平成30年7月13日(金)から平成30年7月19日(木)午後5時(必着)
- ウ 質問書への回答(沖縄県ホームページ掲載)
平成30年7月17日(火)から平成30年7月24日(火)午後5時までに回答
- エ 企画提案応募申請書等及び企画提案書等提出期限
平成30年7月27日(金)午後5時(必着)
- オ 第一次審査(書類審査)結果通知
平成30年8月6日(月)から平成30年8月8日(水)の間を予定
- カ 第二次審査(プレゼンテーション審査)
平成30年8月13日(月)を予定
- キ 第二次審査結果通知(委託予定業者通知)
平成30年8月16日(木)から平成30年8月22日(水)の間を予定
- ク 契約締結
平成30年8月下旬を予定
- ケ 納入期限
平成30年10月31日(水)

(2)質問の受付及び回答

本調達に関する質問事項がある場合は、協議会が認める簡易なものを除き、すべて書面により行うこととする。

- ア 質問方法：質問書【様式1】を下記8に記載する事務局あてFAXまたはE-mailで提出する（FAXにより提出する場合は、受信確認を電話で行うこと）。
- イ 受付期間：平成30年7月13日(金)から平成30年7月19日(木)午後5時(必着)
- ウ 回答期間：平成30年7月17日(火)から平成30年7月24日(火)午後5時までに回答する。
- エ 回答方法：ホームページへの掲載により、随時回答を行う。
◎ホームページアドレス
<http://www.pref.okinawa.jp/bosyuu/index.html>（便利ガイド「公募・入札」）

(3)企画提案応募申請書等の提出

応募を希望する者は、以下の書類を、期限までに持参又は郵送により、下記8に記載する事務局宛てに提出すること。郵送の場合は書留郵便とし、期限までに確実に届くようにすること。

- ア 提出期限：平成30年7月27日(金)午後5時(必着)
- イ 提出書類

- (ア) 【様式2】 企画提案応募申請書 1部
- (イ) 【様式3】 法人等概要表 1部
※組織図を添付すること。
- (ウ) 【様式4】 業務実績 1部
- (エ) 貸借対照表 (直近3期分) 1部
- (オ) 損益計算書 (直近3期分) 1部
- (カ) 直前3年分の事業税納税証明書又は沖縄県税 (全税目) について
滞納がないことを証する証明書 (原本) 1部
* 県税事務所で発行
- (キ) 消費税について未納がないことを証する証明書 (その3系) (原本) . . . 1部
* 税務申告した税務官署で発行
※上記(カ)及び(キ)は申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出すること(コピー不可)。

(4) 企画提案書等の提出

応募を希望する者は、以下の書類を、期限までに持参又は郵送により、下記8に記載する事務局宛て提出すること。郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに確実に届くようにすること。

ア 提出期限：平成30年7月27日(金)午後5時(必着)

イ 提出書類

- (ア) 企画提案書 (任意様式) : 9部 (正本1部、副本8部)
※企画提案仕様書に基づき作成すること。また、本要領別紙1「提案書(様式例)の記載事項1~4を具備した任意様式にて提出すること。
※用紙はA4判とし、縦置左綴じ横書きとする。両面印刷可。やむを得ない場合、A3判も可とするが、この場合、当該用紙は折り込み、A4判にして綴り込むこと。
※今回の企画提案書に使用する場合に限り、大会シンボルマーク及び大会マスコットキャラクター(ワジャサー)の使用承認申請書の提出は不要とする。応募を希望する者は、下記8に記載する事務局あてにメールで「電子データ(jpg)提供希望」の旨申し出ること。
※提供した大会シンボルマーク等の電子データは、今回の企画提案以外には使用しないこと。
※企画提案は1者につき最大10案までとする。
- (イ) 見積書【様式6】 提案毎に各1部
〔積算方法〕
下記の①及び②について委託料上限額2,160,000円以内(税込)で見積もる。
①記念品及び記念品配付用の袋等 単価(税抜)×2,000個
②消費税額及び地方消費税額
※単価(税抜)は1,000円以内とする。物品購入費、納入先への輸送費等調達に係る全ての経費を含むものとする。
- (ウ) 実施体制図 (任意様式) 9部
- (エ) 実施スケジュール (任意様式) 9部

5 企画提案書の審査

(1) 第一次審査（書面審査）

事務局において、応募資格、企画提案の内容等について書面審査を行った上で、上位数者を選定する。選定された提案者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった提案者に対しては、結果のみを通知する。結果の通知は、電子メール及び書面で行う。

※結果通知日：平成30年8月6日（月）から平成30年8月8日（水）の間を予定

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

選定委員会において、第一次審査で選定された提案者のプレゼンテーションを受け、企画提案書等について審査し、1位となった提案者を契約候補者に選定する。ただし、審査の結果、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがある。

ア 日時：平成30年8月13日（月）を予定

イ 場所：沖縄県庁14階第3会議室（商工労働部会議室）を予定

ウ 審査会場への入場者（補助者含む）は1者につき2名以内とする。

エ 提出した企画提案書（紙資料）のみを用いて説明すること（プロジェクターその他の機器類の使用は認めない）。

オ プレゼンテーションの時間枠については、第一次審査結果と同時に通知する。

1者あたり説明時間を10分以内、質疑応答時間を5分以内を想定しているが、応募件数によって変動する。

カ 第二次審査の結果の通知は、電子メール及び書面で行う。

キ 審査における評価の内容、経過等の問い合わせには応じない。

※結果通知日：平成30年8月16日（木）から平成30年8月22日（水）の間を予定

(3) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後において、提出書類の追加、変更、差替、再提出は認めない（審査に影響を与えない軽微なものを除く）。

イ 提出期限後において、提出された企画提案書等については返却しない。

ウ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。

6 契約の締結

(1) 上記5に記載する審査により選定された契約候補者と契約締結の協議を行う。

(2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、採用された企画提案書等については、実施段階において、予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。

(3) 選定委員会により選定した者が辞退した場合、又は推進協議会との契約に関する協議が整わなかった場合は、次点の者を繰り上げて、選定できるものとする。

(4) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（別紙2「沖縄県財務規則（抄）」条文参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

7 その他留意事項

- (1)以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア この要領に定めた資格・要件が備わっていない場合
 - イ 提出期限を過ぎて、提出書類が出された場合
 - ウ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しない場合
 - エ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - オ 審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合
 - カ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (2)書類提出にあたり、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3)企画提案書等提出書類の作成に要する経費、第二次審査に参加する経費等については、応募者の負担とする。
- (4)提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。審査内容に係る質問や異議等は受けつけない。
- (5)応募後に辞退する場合は、「辞退届【様式5】」を持参又は郵送で提出すること。
- (6)この要領に定めのない検討すべき事項が生じた場合は、事務局と受託業者とで別途協議して決めることとする。

8 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁1階
おきなわ技能五輪・アビリンピック2018推進協議会事務局
(沖縄県商工労働部労働政策課技能五輪・アビリンピック準備室内)
電話：098-866-2013 FAX：098-866-2082
E-mail：aa058009@pref.okinawa.lg.jp

※e-mailにより連絡する場合は、件名に【参加記念品】と表示すること。

受付時間：土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時を除く）

別紙 1

(※ 下記事項 1～4 を具備する任意様式で提出する。)

(※ パソコンで作成する場合は文字の大きさを「14ポイント」とする。)

企画提案書 (様式例)

会社名 _____

1 提案品名 (複数提案する場合は提案番号をつける)

_____ (提案番号: _____)

2 記念品等の単価 (税抜) ※記念品配付用袋含む

3 記念品概要

(1) 説明

(2) 規格

① 縦×横×高さ

② 重さ

(3) 使用方法や注意事項がある場合は明記する。

(4) 提案理由

(5) デザイン図又は写真

① 正面から 1 枚

② 厚みや立体感がわかる角度から 1 枚

③ 包装後正面 1 枚

(6) 生産地

※ 「県内において製造・加工される製品」(県産品) の場合は、製造・加工する場所の住所と名称 (例: 自社工場) を記載する。

4 記念品配付用袋概要

(1) 説明

(2) 規格

① 縦×横×高さ

② 重さ

(3) 使用方法や注意事項がある場合は明記する。

(4) 提案理由

(5) デザイン図又は写真

① 正面から 1 枚

② 厚みや立体感がわかる角度から 1 枚

別紙 2

○沖縄県財務規則

(契約保証金)

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供される時。
 - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
 - (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をする時又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結する時。
 - (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められる時。
 - (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。